

中国国連代表部による沖縄県民に関する不当発言に対する抗議決議

令和7年10月に開催された、国連総会第3委員会において、中国国連次席大使は日本政府に対し、「沖縄の人々を含む先住民族に対する偏見及び差別をやめるべきである」との趣旨の発言を行った。

さらに、中国政府関係者や国営メディア等においても、沖縄県民を先住民族として位置付け、日本政府が沖縄県民の権利を侵害しているかのような主張や情報発信が継続して行われている。

しかしながら、我が国において法的に先住民族として認められているのはアイヌ民族であり、沖縄県民を先住民族として位置付ける法的根拠は存在しない。沖縄県民は日本国憲法の下、日本国民として自由と平等を保障され、基本的人権を享受し、自ら選出した代表者を通じて政治に参加している。

また、沖縄県民は日本国民としてのアイデンティティを有しながら、固有の歴史や文化、伝統を継承しており、その発展に努めている。このような県民の実情や意思を顧みることなく、一方的に「差別を受ける先住民族」と位置付けることは、県民の尊厳を軽視し、国際社会に誤った認識を拡散させるものである。

とりわけ本市は、長年にわたり普天間飛行場を抱え、市民生活と安全保障の課題に向き合ってきた自治体である。南西地域を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、外国政府が沖縄に関する事実と異なる認識を国際社会に発信することは、地域の安定と信頼を損なうおそれがあり、極めて遺憾である。

これら一連の発言は、沖縄県民の民意及び実情を無視するものであるとともに、日本国の主権及び内政に関わる問題であり、断じて容認することはできない。

よって、宜野湾市議会は、中国国連代表部による沖縄県民に関する不当な発言及び情報発信に対し厳重に抗議するとともに、次の事項を強く求める。

記

- 一 沖縄県民を先住民族として位置付ける事実に基づかない発言及び情報発信を直ちに撤回すること。
- 一 国際社会に誤解を与える情報発信を行わないこと。
- 一 日本の主権及び内政に関わる事項について不当な干渉を行わないこと。

以上、決議する。

令和8年6月26日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】

中華人民共和国駐日本国特命全権大使